

項目名	税制全体のグリーン化の推進
税目	環境関連税制等
<p>要 望 の 内 容</p>	<p>2030 年度 46%削減、2050 年のカーボンニュートラルを実現するためには、あらゆる分野で、でき得限りの取組を進める必要があるが、その中でも、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あらゆる主体の行動変容の促進</li> <li>・既存の先端技術の早期かつ最大限の導入、イノベーションの実現及びその社会実装</li> </ul> <p>をこれまで想定していた以上の規模・スピード感で実現していくことが必要。本年 6 月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」では、GX 投資に関する新たな政策イニシアティブとして、「GX 経済移行債（仮称）」の創設や「成長志向型カーボンプライシング構想」の具体化といった方向性が打ち出され、炭素中立型経済社会の実現に向け、カーボンプライシングを含めしっかりと検討していくことが求められている。</p> <p>また、カーボンプライシングについては、本年 5 月の G 7 気候・エネルギー・環境大臣会合において、費用効率の高い排出削減を加速するなどの投資を促進する決定的な潜在力や、収入が気候変動対策のための更なる資金拠出等を可能にする旨が認識・強調されるとともに、G 7 を超えたパートナーとその野心的な活用を世界中で拡大することに取り組む旨が合意されたところ。</p> <p>これらの点や、ロシアのウクライナ侵略に端を発する現下のエネルギー情勢等も踏まえつつ、成長促進と排出抑制・吸収を共に最大化する効果を持った「成長志向型カーボンプライシング構想」の具体化に向けた検討を進める。</p> <p>第 5 次環境基本計画（平成 30 年 4 月 17 日閣議決定）に基づき、企業や国民一人一人を含む多様な主体の行動に環境配慮を織り込み、環境保全のための行動を一層促進するために、以下のとおり、幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進する。</p> <p>（地球温暖化対策）</p> <p>○ 「成長志向型カーボンプライシング構想」の具体化</p> <p>脱炭素社会の実現に向けた官民連携の取組を一気に加速し、エネルギー安全保障の確保に万全を期しながら、国内投資を拡大しつつ新たな成長のフロンティアを開拓する。2050 年カーボンニュートラル実現を見据え、官民連携の下、脱炭素に向けた経済・社会、産業構造変革への道筋の大枠を示したクリーンエネルギー戦略中間整理に基づき、年内にロードマップを取りまとめる。今後 10 年間に 150 兆円の官民の脱炭素投資を先導するための政府資金を先行して調達するための「GX 経済移行債（仮称）」の将来の財源、脱炭素投資を促す経済的インセンティブ、EU において検討が進められている炭素国境調整措置への対応、さらに来年我が国は G 7 議長国としてカーボンプライシングの議論をリードする必要があることなどの観点を踏まえつつ、中長期にわたる時間軸の中で予見可能性の高い「成長志向型カーボンプライシング構想」の具体化の検討を進め、速やかに結論を得る。その際、現下のエネルギー情勢等を踏まえて施行までに一定の期間を設けること、代替技術のイノベーション、中小企業をはじめとする事業者の脱炭素化に向けた円滑な移行等に関する配慮を行う。グリーントランスフォーメーション（GX）に向けた各種政策と一体として、我が国産業の競争力強化や国内外の脱炭素市場の獲得を実現する。</p> <p>○ 税制全体のグリーン化</p> <p>平成 24 年 10 月から施行されている「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策に充当する。また、揮発油税等について、グリーン化の観点から「当分の間税率」を維持する。</p> <p>（自動車環境対策）</p> <p>○ 地球温暖化対策・公害対策の一層の推進、汚染者負担の性格を踏まえた公</p>

	<p>害健康被害補償のための安定財源確保の観点から、車体課税の一層のグリーン化を推進する。</p> <p>(生物多様性の保全)  ○ 「30by30 目標」の達成に向けた税制措置を含む施策の推進  2030 年までに陸と海の 30%以上を保全する「30by30 目標」達成に向け、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域 (OECM) の設定・管理を推進するため、制度化と併せて民間の取組を支援するための税制措置のあり方についても吸収源対策の推進の観点も踏まえつつ検討し、必要な対応を行う。</p> <table border="1" data-bbox="874 566 1490 734"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td>( —</td> <td>百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td>( —</td> <td>百万円)</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	—	百万円	(制度自体の減収額)	( —	百万円)	(改正増減収額)	( —	百万円)
平年度の減収見込額	—	百万円								
(制度自体の減収額)	( —	百万円)								
(改正増減収額)	( —	百万円)								
<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的  脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進し、環境の観点から公平で効率的な税制を実現することにより、持続可能な社会の構築の推進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性  昨今、コロナ危機と気候危機への取組を両立する観点から、ポスト・コロナの経済社会構造をより持続可能で強靱なものへと変革していく必要性が国内外で共有されているところである。我が国においては、令和2年10月に菅総理大臣から、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言した。また、昨年4月には、2030年に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目標とする、新たな2030年目標を設定した。脱炭素社会を始めとする持続可能な社会の実現のためには、あらゆる施策を総動員する必要があるとあり、税制はその有効な政策ツールである。</p> <p>第5次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)において、「エネルギー課税、車体課税といった環境関連税制等のグリーン化を推進することは、企業や国民一人一人を含む多様な主体の行動に環境配慮を織り込み、環境保全のための行動を一層促進することにつながることをもって、グリーンな経済システムの基盤を構築する重要な施策である。こうした環境関連税制等による環境効果等について、諸外国の状況を含め、総合的・体系的に調査・分析を行い、引き続き税制全体のグリーン化を推進していく」こととされており、持続可能な社会の構築に向け税制面からの一層の検討が求められている。</p> <p>このため、持続可能な社会を構築する観点から、脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進し、環境の観点から公平で効率的な税制を実現する必要がある。</p> <p>とりわけ地球温暖化対策については、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)において、「環境関連税制等のグリーン化については、2050年カーボンニュートラルのための重要な施策である。このため、環境関連税制等の環境効果等について、諸外国の状況を含め、総合的・体系的に調査・分析を行うなど、地球温暖化対策に取り組む。」こととされた。我が国及び諸外国においてカーボンプライシング(炭素の価格付け)の導入を始めとした各種施策の実践の蓄積や教訓があることを踏まえながら、税制全体のグリーン化を推進していくことが重要である。</p>									

		<p>また、同計画では、地球温暖化対策のための税について、「2012年10月から施行されている地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例の税収を活用して、各省が連携して縦割りを排しつつ、事業の特性に応じて費用対効果の高い施策に重点化するなど、ワイズスペンディングを強化しながら、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出削減の諸施策を着実に実施していく。」とされており、その税収の有効活用に取り組む必要がある。</p> <p>なお、カーボンプライシングに関しては、現在、世界各国で導入が広がっており、2022年5月現在では、世界全体で46の国と36の地域でカーボンプライシング施策が導入されている。近年では、中国や韓国、シンガポール等のアジア諸国でもカーボンプライシングの導入が進んでいる。我が国では平成24年度から地球温暖化対策のための税を導入している。</p> <p>このカーボンプライシングについて、「経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月閣議決定）」では、「今後10年間に150兆円超の投資を実現するため、成長促進と排出抑制・吸収を共に最大化する効果を持った、「成長志向型カーボンプライシング構想」を具体化し、最大限活用する。同構想においては、150兆円超の官民の投資を先導するために十分な規模の政府資金を、将来の財源の裏付けをもった「GX経済移行債（仮称）」により先行して調達し、複数年度にわたり予見可能な形で、速やかに投資支援に回していくことと一体で検討していく。」とされている。また、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和4年6月閣議決定）においても同様とされている。</p>	
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上 8-1. 経済のグリーン化の推進
		政策の達成目標	脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進し、環境の観点から公平で効率的な税制を実現することにより、持続可能な社会の構築の推進を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間は	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	我が国においては、これまでの環境関連税制が二酸化炭素排出抑制等に相応の効果を有していることに加え、エネルギー起源二酸化炭素排出抑制のための地球温暖化対策のための税の導入や、車体課税のグリーン化等の措置が講じられてきた。 しかしながら、国際的には、我が国の環境関連税制による負担水準は必ずしも高いとは言えないこと、我が国の炭素等に係る税率は依然として低いこと、更には欧州における国境炭素調整措置等の様々な議論があること等を踏まえれば、税制全体のグリーン化に向けた更なる検討が必要である。	
有効性	要望の措置の適用見込み	—	
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	税制全体のグリーン化は、税制を環境負荷に応じたものとするすることで、環境負荷の抑制に向けた経済的インセンティブを働かせるなど、持続可能な社会を実現する上で有効な政策ツールである。	

相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	第5次環境基本計画にあるとおり、ポリシーミックスの考え方に沿って、効果の最大化を図りつつ、国民負担や行財政コストを極力小さくすることに留意しながら、税制全体のグリーン化を推進する。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成17～令和3年度税制改正要望において、毎年度関連要望を提出。	

令和5年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（環境省）

制 度 名	車体課税のグリーン化		
税 目	自動車重量税		
要 望 の 内 容	<p>令和4年度与党税制改正大綱において、「自動車関係諸税については、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものとする」とともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税の在り方について、中長期的な視点に立って検討を行う。」とされていることを踏まえつつ、</p> <p>① 自動車重量税のエコカー減税の見直しに当たっては、これらの税制によってユーザーが環境性能の高い自動車を選択し、もって地球温暖化・公害対策の推進に寄与してきた役割を踏まえ、その政策インセンティブ機能がより一層強化されるよう、関連する税制も含め総合的・体系的に一層のグリーン化を図る、</p> <p>② 自動車重量税が汚染者負担による公害健康被害補償のための安定的財源として果たしてきた役割を踏まえ、引き続き、これを自動車重量税から引き当てる、こととされたい。</p>		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— ( — ( —	百万円 百万円 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>① 環境性能に優れた自動車の普及を推進し、大気汚染の防止や騒音の低減、及び地球温暖化防止を図る。</p> <p>② 公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、認定患者に対する補償給付を安定的に行い、もって認定患者の健康被害の回復及び生活の安定を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>① 自動車からの排出ガスによる大気汚染問題やエンジンに由来する騒音問題、燃料消費に伴う CO2 の排出による地球温暖化問題に的確に対応するためには、環境性能に優れた自動車の早期普及を図ることが必要不可欠である。</p> <p>特に、CO2 削減に関しては、運輸部門の CO2 排出量（2020 年度）は約 1 億 8,500 万トン、うち、自動車分は約 1 億 6,200 万トンにのぼり、我が国全体の約 15.5%に相当する。</p> <p>令和 3 年 10 月に改定された地球温暖化対策計画において、日本は 2030 年時点において 2013 年比で 46%削減する新たな気候変動対策目標を定めたことから、CO2 排出量のより少ない自動車への一層の転換が不可欠である。さらに、2020 年 3 月に策定された新たな 2030 年度燃費基準が達成された場合、燃費改善率は 2016 年度の実績値と比べて 32.4%改善、2020 年度燃費基準の水準（WLTC モード換算の推定値）と比べて 44.3%改善となることから、こうした燃費基準に基づく燃費改善を踏まえた環境性能が求められる。</p> <p>このため、環境性能に優れた自動車に対し税制上のインセンティブを与え、その普及を促進し、大気汚染や騒音の改善及び地球温暖化の防止を図ることが必要である。</p> <p>② 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）に基づく大気汚染に起因する認定患者への補償給付については、汚染者負担原則に基づき、8 割が固定発生源（工場）から徴収する汚染負荷量賦課金によって、2 割が移動発生源（自動車）に対する自動車重量税からの引当によって賄われている（同法附則第 9 条）。</p> <p>移動発生源の費用負担が、自動車重量税引当方式となっているのは、汚染者負担原則に基づき、負担の公平性を踏まえつつ、現実に可能でかつ効率的な方式として、昭和 48 年の中央公害対策審議会において決定されたものであり、その後数年ごとの検討を踏まえた法改正を経て、平成 30 年の法改正において、当分の間、自動車重量税引当方式を継続することとされたところ。</p> <p>現在においても、大気汚染に起因する疾病に苦しんでいる認定患者は約 2.9 万人存在し、認定患者の方の健康被害の回復、生活の安定において、補償給付は重要な役割を担っている。</p> <p>このため、汚染者負担の原則に基づき安定的な財源確保を図るためには、引き続き、自動車重量税から引き当てる必要がある。</p>	
	今回	合理性

		<p>政策目的の位置付け</p>	<p>目標 3-1 大気環境の保全（酸性雨・黄砂対策を含む）</p> <p>② 大気汚染認定患者への補償給付          施策 7. 環境保健対策の推進          目標 7-1 公害健康被害対策（補償・予防）</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>① 環境性能に優れた自動車の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地球温暖化対策法で「2050年カーボンニュートラル」が明記</li> <li>○ 地球温暖化対策計画において「2035年までに新車販売で電動車100%を達成する目標」が設定</li> <li>○ 地球温暖化対策計画において「2030年時点で2013年比46%の削減する目標」が設定。             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 成長戦略実行計画（令和3年6月18日閣議決定）                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車分野においては、サプライチェーン全体でのカーボン・ニュートラル化を目指し、エネルギーの脱炭素化と合わせて、包括的な支援策を実施し、電動化を推進する。</li> </ul> </li> <li>○ 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和3年6月18日策定）                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税制については、「令和3年度与党税制改正大綱」を踏まえ、次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行うこととし、2050年カーボンニュートラル目標の実現に積極的に貢献するものとするよう、検討を行う。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針（平成23年3月25日閣議決定）             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対策地域において、平成32年度までにNO2及びSPMに係る大気環境基準を確保。</li> </ul> </li> </ul> <p>② 公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、認定患者に対する補償給付を安定的に行い、もって認定患者の健康被害の回復及び生活の安定を図る。</p> <p>—</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>—</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>—</p>
		<p>政策目標の達成状況</p>	<p>① エコカー減税等により環境性能に優れた自動車の普及は進みつつあるものの、令和元年度における新車販売に占める次世代自動車の割合（日本自動車工業会調査）は39.2%であり、上記未来投資戦略等における目標の達成に向け、更なる普及促進を図る必要がある。</p> <p>運輸部門の排出量は、2020年度確報値で約1億8,500万トン（2013年度2億1,500万トン）であり、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて取組の一層の加速化を図る必要がある。</p>

		② 昭和 49 年以來、自動車重量税からの引当が維持され、これまで認定患者の補償給付が安定的に行われてきた（令和 3 年度）の引当金は約 70 億円）。
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>① 環境性能に優れた自動車に対し税制上のインセンティブを与えることにより、環境性能に優れた自動車の普及を一層促進する効果が期待できる。環境性能に優れた自動車の普及により、自動車からの NOx・PM 排出量や騒音の大幅な削減とそれに伴う大気環境の改善が期待できるとともに、CO2 削減効果も大きく、地球温暖化防止にも資することから、本要望事項は有効である。</p> <p>② 自動車重量税からの引当により、汚染者負担の原則に基づき、徴収コストを抑えながら、安定的に補償財源を確保することが可能。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（軽）自動車税（環境性能割）</li> <li>・（軽）自動車税に係るグリーン化特例</li> </ul>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>○ 低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業（国土交通省連携事業）</p> <p>(1) 令和 4 年度予算額：29.7 億円</p> <p>(2) 補助内容 補助対象者：トラック運送業者（中小事業者に限る） 対象事業：中小トラック運送業者に対する低炭素型ディーゼルトラックの導入支援。 補助額：標準的燃費水準の車両との差額の 1/2 又は 1/3 等。</p> <p>○ 環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業（国土交通省・経済産業省連携事業）</p> <p>(1) 令和 4 年度予算額：10.0 億円</p> <p>(2) 補助内容 補助対象者：地方公共団体、トラック・バス所有事業者 対象事業：・トラック・バス所有事業者に対する電動化対応トラック・バスの導入支援。 ・事業所及び営業拠点への充電インフラの整備の支援。 補助額：・標準的燃費水準の車両との差額の 1/2 又は 2/3。 ・電気自動車用充電設備の導入費用の 1/2。</p> <p>○ 脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業（一部経済産業省、国土交通省連携事業）のうち、水素活用による運輸部門等の脱炭素化支援事業</p> <p>(1) 令和 4 年度予算額：65.8 億円の内数</p> <p>(2) 補助内容 補助対象者：地方公共団体及び民間事業者等の FCバス・FCフォークリフトの導入支援。 補助額：FCバス・FCフォークリフトの導入費用の 1/2 又は 1/3</p>

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	次世代自動車等環境性能の高い自動車の導入を税制及び財政の面から支援し、もって普及を促進することを目的としている。
		要望の措置の妥当性	<p>① 広く国民に対して、環境性能に優れた自動車の購入への税制上のインセンティブを与え、その普及を効率的かつ効果的に促進して自動車からのCO2、大気汚染物質等の排出削減を図り、もって地球温暖化の防止を図るとともに、NO2・SPMに係る大気環境基準や騒音環境基準を確保すること等が可能になる。</p> <p>② 仮に予算措置で対応しようとするれば、汚染者負担の原則という、公害健康被害の補償等に関する法律の趣旨に反することとなる。また、仮に賦課金で措置しようとするれば、既存税制（自動車重量税）からの引当と比較し、徴収コストがかさむこととなり国民の理解を得ることができない。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	○ 自動車重量税のエコカー減税（財務省試算） 平成25年度：約440億円 平成26年度：約720億円 平成27年度：約610億円 平成28年度：約730億円 平成29年度：約730億円 平成30年度：約660億円 令和元年度：約620億円 令和2年度：約600億円	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯		<ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年度にいわゆる「エコカー減税」制度創設。</li> <li>平成24年度税制改正において、燃費基準等の要件を引き上げた上で3年延長。</li> <li>平成26年度税制改正において、エコカー減税拡充、経年車重課を行った。</li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 平成 27 年度税制改正において、平成 32 年度燃費基準への単純置き換えを行うとともに、現行の平成 27 年度燃費基準によるエコカー減税対象車の一部を、引き続き減税対象とする等の措置を講じた。</li><li>・ 平成 29 年度税制改正において、対象範囲を平成 32 年度燃費基準の下で見直し、政策インセンティブ機能を強化した上で 2 年間延長され、実施に当たっては、段階的に基準を引き上げる措置を講じた。</li><li>・ 平成 31 年度税制改正において、政策インセンティブを強化するなどの観点から、軽減割合等の見直しを行うとともに、2 回目車検時の免税対象について電気自動車等や極めて燃費水準が高いハイブリッド車等に重点化を図った。</li><li>・ 令和 3 年度税制改正において、対象範囲を乗用車の 2030 年度燃費基準の下で見直し、政策インセンティブ機能を強化した上で 2 年間延長され、実施に当たっては、段階的に基準を引き上げる措置を講じた。</li></ul>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

令和 5 年度 税制改正 要望事項 ( 新設 ・ 拡充 ・ 延長 )

( 環境省 )

項 目 名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長	
税 目	所得税 ( 租税特別措置法第 10 条、租税特別措置法施行令第 5 条の 3、 租税特別措置法施行規則第 5 条の 6 ) 法人税 ( 租税特別措置法第 42 条の 4、 租税特別措置法施行令第 27 条の 4、 租税特別措置法施行規則第 20 条 )	
要 望 の 内 容	<p>我が国の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、イノベーションに繋がる中長期・革新的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。</p> <p>具体的には、企業が研究開発投資を増加させるインセンティブの更なる向上を図るため、投資インセンティブが効果的に働くよう見直しを行うとともに、オープンイノベーションの促進を図るための制度の見直し等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○一般型のインセンティブ強化</li> <li>○オープンイノベーション型におけるスタートアップ企業の定義の見直し及び控除率の引上げ</li> <li>○サービス開発の要件の見直し</li> <li>○一般型の控除率の上乗措置の適用期限の延長 ( 2 年間延長 ( 令和 6 年度末まで ) )</li> <li>○試験研究費の額が平均売上金額の 10% 超の場合の上乗措置の適用期限の延長 ( 2 年間延長 ( 令和 6 年度末まで ) )</li> <li>○中小企業者等について、試験研究費が 9.4% 超増加した場合の上乗措置の適用期限を延長 ( 2 年間延長 ( 令和 6 年度末まで ) )</li> <li>○オープンイノベーション型の共同試験研究及び委託試験研究先として、特別研究機関等に福島国際研究教育機構を追加するとともに、成果活用促進事業者及び新事業開拓における研究開発の成果を活用する事業者と同機構から出資を受ける者を追加 等</li> </ul>	
	平年度の減収見込額 ( 制度自体の減収額 ) ( 改正増減収額 )	( 精査中 ) 百万円 ( ▲505,300 百万円 ) ( ▲24,000 百万円 )

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

我が国の研究開発投資総額（令和2年度：19.2兆円）の約7割（同：13.8兆円）を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化する。あわせて、自律的なイノベーションエコシステムを構築する。

(2) 施策の必要性

我が国の民間企業は、国全体の研究開発投資総額の約7割を担っており、イノベーション創出にあたって中核的な機能を果たしている。我が国の経済成長力・国際競争力の維持・強化を図っていくためには、民間企業の創意工夫ある自主的な研究開発投資を促進していく必要がある。

しかしながら我が国は、長年主要国中第1位であった研究開発投資の対GDP比率で平成21年度に韓国に抜かれ、主要国中第2位であった民間の研究開発投資額でも平成22年度に中国に抜かれ、後塵を拝している。また、リーマンショック後、足許における主要国の研究開発投資伸び率を比較すると、我が国の伸び率は他国と比較して最も低く、大きな危機感を持たざるを得ない状況である。

一般的に、研究開発投資は、企業にとっては「今すぐには稼げない」投資であり、その経済効果も後から生まれるものであることから、短期的に見た場合には優先順位が低くなる。

また、研究開発投資は、一企業による投資が経済社会全体に波及し好影響を与える（スピルオーバー効果）いわゆる外部経済性を有するため、社会的に望ましい水準を下回り過小投資となりやすい性質も持つ。そのため、我が国の成長力・国際競争力の源泉となる研究開発活動を適正水準へと促し、さらに加速させるために政府による支援が必要である。

革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。

こうした中、科学技術・イノベーション基本計画〔令和3年3月26日閣議決定〕において、2021年度から2025年度までの5年間で、官民合わせた研究開発投資の総額約120兆円を達成することが目標として定められた。このような高い目標を達成するためには、我が国の研究開発投資総額の約7割を担う民間企業の研究開発投資を促していくことが重要。そのためにも、研究開発投資を増加する企業に対して、より一層のインセンティブを付与していくような制度設計が必要である。

加えて、産業全体が成熟しつつある我が国において、今後もイノベーションを起こし続けていくためには、大企業とスタートアップのオープンイノベーションを促すことが重要である。すなわち、「大企業にとっては新技術を取り込むことで新陳代謝が促され、更なる成長を見込むことができる」、「スタートアップにとっては大規模な経営資源を活用することで効率的な経営と事業の拡大が期待できる」ことから、オープンイノベーションは双方にとって非常に有意義であると言える。しかし、我が国においては、海外の主要国と比べても、大企業とスタートアップのオープンイノベーションが十分に進んでいるとは言えない状況であり、オープンイノベーションがより促進させるような制度に見直ししていくことが必要である。

<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備 8-6. 環境問題に関する調査・研究・技術開発</p> <p>○科学技術・イノベーション基本計画〔令和3年3月26日閣議決定〕 第3章 科学技術・イノベーション政策の推進体制の強化 1. 知と価値の創出のための資金循環の活性化 (b) あるべき姿とその実現に向けた方向性 【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値目標】（主要指標） ・ 2021年度より2025年度までの、政府研究開発投資の総額の規模：約30兆円 ・ 2021年度より2025年度までの、官民合わせた研究開発投資の総額：約120兆円（政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案）</p> <p>○ 経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太の方針）〔令和4年6月7日閣議決定〕 第2章 新しい資本主義に向けた改革 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野 (2) 科学技術・イノベーションへの投資 ～略～研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンティブを付与していく。～略～  (3) スタートアップ（新規創業）への投資 ～略～ベンチャーキャピタルとも連携した支援の拡充や創業ベンチャーへの支援の強化を行うほか、革新技術の研究開発とスタートアップ創出を行う拠点づくりを海外の大学等とも連携し、民間資金を基盤として運営される形で進める。～略～</p> <p>○ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画〔令和4年6月7日閣議決定〕 Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資 2. 科学技術・イノベーションへの重点的投資 ～略～民間の現預金を活用した研究開発投資に対するインセンティブを強化する。具体的には、オープンイノベーションを更に加速し、研究開発投資全体を押し上げられるよう、民間企業の研究開発投資を促進するための税制の在り方について検討を進める。 ～略～ その上で、研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンティブを付与していく。</p> <p>3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進 (2) 付加価値創造とオープンイノベーション  ②既存企業のオープンイノベーションの推進のための税制等の在り方やルールの見直し ～略～スタートアップに投資し、さらに買収することが、スタートアップの出口戦略としても、既存の大企業へのオープンイノベーションの推進策としても重要である。このため、オープンイノベーションを促進するため、税制等の在り方をこれまでの効果も勘案し再検証する。</p> <p>○ 激変する世界・日本における今後の中小企業政策の方向性—成長に向けた自己変革に挑戦し、地域を支える中小企業が「成長と分配の好循環」をリードする—〔令和4年6月22日</p>
-----------------------------	------------	--------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>中小企業政策審議会 総会] 第4章 (略) 世界や日本が構造変化に直面する中、日本経済全体のパフォーマンスを向上させ、「成長と分配の好循環」を実現する上でも、また、新たな価値観や地政学リスクに対応するサプライチェーンを構築する上でも、中小企業・小規模事業者が本来持つ強み(分厚い構造、イノベーションに適した特性等)を發揮し、成長・生産性向上を目指していくことが重要である。(略) こうした企業が成長志向に変革していき、一者でも多くの中小企業・小規模事業者が成長志向になることを目指して、政策支援を展開していきたい。</p>																																			
	政策の達成目標	<p>官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円にする。 (政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案)</p>																																			
	租税特別措置の適用又は延長期間	<p>○一般型のインセンティブを強化 ○ オープンイノベーション型におけるスタートアップ企業の定義の見直し及び控除率の引上げ ○ サービス開発の要件の見直し ○ オープンイノベーション型の共同試験研究及び委託試験研究先として、特別研究機関等に福島国際研究教育機構を追加するとともに、成果活用促進事業者及び新事業開拓における研究開発の成果を活用する事業者と同機関から出資を受ける者を追加</p> <p>(以上、適用期限の定めなし) ○一般型の控除率の上乗措置の適用期限の延長 ○ 試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合の上乗せ措置 ○ 中小企業者等について、試験研究費が 9.4%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組み</p> <p>(以上、令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年間))</p>																																			
	同上の期間中の達成目標	<p>官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円にする。</p>																																			
	政策目標の達成状況	<p>○公共機関等における研究開発投資は増加したものの、企業における投資は減少したことから、研究開発投資の総額は減少している。</p> <p>研究主体別研究費の推移(億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2016年度</th> <th>2017年度</th> <th>2018年度</th> <th>2019年度</th> <th>2020年度</th> <th>前年比(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総額</td> <td>184,326</td> <td>190,504</td> <td>195,260</td> <td>195,757</td> <td>192,365</td> <td>-1.7</td> </tr> <tr> <td>企業</td> <td>133,183</td> <td>137,989</td> <td>142,316</td> <td>142,121</td> <td>138,608</td> <td>-2.4</td> </tr> <tr> <td>非営利団体・公共機関</td> <td>151,102</td> <td>16,097</td> <td>16,160</td> <td>16,435</td> <td>16,997</td> <td>3.4</td> </tr> <tr> <td>大学等</td> <td>36,042</td> <td>36,418</td> <td>36,784</td> <td>37,202</td> <td>36,760</td> <td>-1.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：総務省「科学技術研究調査」)</p>		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	前年比(%)	総額	184,326	190,504	195,260	195,757	192,365	-1.7	企業	133,183	137,989	142,316	142,121	138,608	-2.4	非営利団体・公共機関	151,102	16,097	16,160	16,435	16,997	3.4	大学等	36,042	36,418	36,784	37,202	36,760	-1.1
	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	前年比(%)																															
総額	184,326	190,504	195,260	195,757	192,365	-1.7																															
企業	133,183	137,989	142,316	142,121	138,608	-2.4																															
非営利団体・公共機関	151,102	16,097	16,160	16,435	16,997	3.4																															
大学等	36,042	36,418	36,784	37,202	36,760	-1.1																															
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>○令和5年度適用件数見込み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般型 3,698件/事業年度</li> <li>・中小企業技術基盤強化税制 6,091件/事業年度</li> </ul>																																			

		・オープンイノベーション型 692件／事業年度																																				
	要望の措置の 効果見込み (手段としての有効性)	<p>経済波及効果の試算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度減収額 5,053億円</li> <li>↓ 研究開発税制等による研究開発投資押し上げ効果</li> <li>・研究開発税制等の研究開発投資押し上げ効果：5,851億円</li> <li>・令和2年度～令和12年度までの10年間に及ぼすGDP押し上げ効果：3兆5,093億円</li> </ul> <p>(出典：経済産業省「令和3年度産業技術調査事業（研究開発税制の今後の在り方に関する調査）」)</p> <p>研究論文(Kasahara et al. (2014))によれば、2003年度の税制改正における総額型の導入により、研究開発投資が3.0～3.4%増加したとされている。また、経済産業省と連携した上で、経済産業研究所がEBPMの一環として行った研究のディスカッションペーパー(池内(2022))によれば、2015年度の税制改正におけるオープンイノベーション型の拡充により、平均で14.4%の外部支出研究開発投資の増加に寄与したことが示されている。</p> <p>以上のように、本税制の効果分析は一定程度行われているところであるが、こうした過去の分析等を踏まえつつ、引き続き、本税制の効果分析について検討していく。</p>																																				
	当該要望項目以外の税制上の措置	なし																																				
	予算上の措置等の要求内容及び金額	政府全体で様々な研究開発予算の要求が行われる予定																																				
相当性	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く、中立的に促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>なお、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。</p> <p>民間研究開発投資に対する政府支援の対民間研究開発比率(2019)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>研究開発税制</th> <th>補助金等</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>9.98%</td> <td>2.05%</td> <td>12.03%</td> </tr> <tr> <td>米国</td> <td>11.37%</td> <td>12.33%</td> <td>23.70%</td> </tr> <tr> <td>英国</td> <td>33.01%</td> <td>8.14%</td> <td>41.15%</td> </tr> <tr> <td>独国</td> <td>0.00%</td> <td>6.97%</td> <td>6.97%</td> </tr> <tr> <td>仏国</td> <td>28.39%</td> <td>11.09%</td> <td>39.48%</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>12.23%</td> <td>16.50%</td> <td>28.73%</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>6.85%</td> <td>5.65%</td> <td>12.50%</td> </tr> <tr> <td>7カ国平均</td> <td>14.55%</td> <td>8.96%</td> <td>23.51%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：OECD Main Science and Technology Indicators)</p> <p>※独国は従来税制支援制度が無かったが、研究開発に係る税制上の優遇措置に関する法律 Research Allowance Act (RAA) を2019年可決、2020年1月から施行。</p>		研究開発税制	補助金等	合計	日本	9.98%	2.05%	12.03%	米国	11.37%	12.33%	23.70%	英国	33.01%	8.14%	41.15%	独国	0.00%	6.97%	6.97%	仏国	28.39%	11.09%	39.48%	韓国	12.23%	16.50%	28.73%	中国	6.85%	5.65%	12.50%	7カ国平均	14.55%	8.96%	23.51%
	研究開発税制	補助金等	合計																																			
日本	9.98%	2.05%	12.03%																																			
米国	11.37%	12.33%	23.70%																																			
英国	33.01%	8.14%	41.15%																																			
独国	0.00%	6.97%	6.97%																																			
仏国	28.39%	11.09%	39.48%																																			
韓国	12.23%	16.50%	28.73%																																			
中国	6.85%	5.65%	12.50%																																			
7カ国平均	14.55%	8.96%	23.51%																																			

		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。</p> <p>研究開発税制については、平成 29 年度税制改正において、総額型の仕組みに研究開発投資の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入した。さらに、令和元年度税制改正、令和 3 年度税制改正のそれぞれにおいて控除率カーブを変更し、更なるメリハリの強化を進めてきたところ。</p> <p>しかしながら、2021 年に閣議決定された「科学技術・イノベーション基本計画」において「官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円にする」ことが目標として示されており、これを達成するためには、今まで以上のスピードで、研究開発投資を増加させていくことが必要な状況となっており、インセンティブをさらに強化し、民間の研究開発投資を後押ししていく。</p> <p>大企業とスタートアップの委託・共同研究を促すことは、大企業にとっては、新しい技術・アイデアを取り込むことにつながり、新領域への研究開発投資の機会を生み出すことにつながる。また、スタートアップにとっては、大企業の経営資源を活用することで、成長のスピードを加速化することができ、その成長過程で多額の研究開発投資を行うことができる。</p> <p>そのため、大企業のスタートアップとの委託・共同研究を支援するオープンイノベーション型を、より使いやすい制度に見直すことは、我が国の研究開発投資を増やすことに効果的であり、政府目標の達成を目指す上で妥当であると考えられる。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>① 減取額実績（うち、資本金 1 億円以下の法人分）</p> <p>&lt;一般型&gt;  平成 30 年度 5,751 億円（57 億円）  令和 元年度 5,192 億円（101 億円）  令和 2 年度 4,737 億円（132 億円）</p> <p>&lt;中小企業技術基盤強化税制&gt;  平成 30 年度 357 億円（357 億円）  令和 元年度 287 億円（286 億円）  令和 2 年度 208 億円（206 億円）</p> <p>&lt;高水準型&gt;  平成 30 年度 23 億円（1.2 億円）  令和 元年度 6.7 億円（0.3 億円）  令和 2 年度 -1 億円（-1 億円）</p> <p>&lt;オープンイノベーション型&gt;  平成 30 年度 84 億円（3.7 億円）  令和 元年度 88 億円（4.0 億円）  令和 2 年度 108 億円（4.5 億円）</p> <p>② 適用事業者数（うち、資本金 1 億円以下の法人分）</p> <p>&lt;一般型&gt;  平成 30 年度 3,822 法人（1,017 法人）  令和 元年度 3,598 法人（1,010 法人）  令和 2 年度 3,504 法人（1,024 法人）</p> <p>&lt;中小企業技術基盤強化税制&gt;  平成 30 年度 5,690 法人（5,674 法人）  令和 元年度 5,478 法人（5,463 法人）  令和 2 年度 5,164 法人（5,148 法人）</p>

		<p>&lt;高水準型&gt;  平成30年度 149 法人 (110 法人)  令和元年度 96 法人 (79 法人)  令和2年度 -法人 (-法人)</p> <p>&lt;オープンイノベーション型&gt;  平成30年度 580 法人 (283 法人)  令和元年度 554 法人 (254 法人)  令和2年度 562 法人 (281 法人)  (出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p>※前回要望時（令和3年度税制改正要望時）における令和2年度の総額型、中小企業技術基盤強化税制の減収見込額及び適用見込事業者数は、別紙に記載。</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	① 租税特別措置法の条項 42条の4  ②令和2年度適用件数（うち、資本金1億円以下の法人分） (1) 一般型：3,504 法人 (1,024 法人) (2) 中小企業技術基盤強化税制：5,164 法人 (5,148 法人) (3) オープンイノベーション型：562 法人 (281 法人)  ③令和2年度適用額（うち、資本金1億円以下の法人分） (1) 一般型：4,737 億円 (132 億円) (2) 中小企業技術基盤強化税制：208 億円 (206 億円) (3) オープンイノベーション型：108 億円 (4.5 億円)
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	○企業の研究開発費の推移（うち、資本金1億円未満の企業分） 平成26年度 135,864 億円 (5,141 億円) 平成27年度 136,857 億円 (4,404 億円) 平成28年度 133,183 億円 (4,357 億円) 平成29年度 137,989 億円 (3,955 億円) 平成30年度 142,316 億円 (3,809 億円) 令和元年度 142,121 億円 (4,077 億円) 令和2年度 138,608 億円 (4,261 億円) (出典：総務省「科学技術研究調査」)
	前回要望時の達成目標	次期「科学技術・イノベーション基本計画」改定作業において精査中
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和2年度の民間企業の研究開発投資は、対GDP比2.59%となっている（総務省「科学技術研究調査」）
これまでの要望経緯		昭和42年度 創設 増加した試験研究費の25%税額控除 昭和43年度 拡充 12%を越える増加分…50%税額控除 12%以下増加分………25%税額控除 昭和49年度 縮減 15%を越える増加分…50%税額控除 15%以下増加分………25%税額控除 昭和51年度 縮減 増加した試験研究費の20%税額控除 昭和60年度 拡充 基盤技術研究開発促進税制の創設 中小企業技術基盤強化税制の創設 昭和63年度 拡充 特定株式の取得価額の20%を増加試験研究費

		として特別加算
平成 5 年度	拡充	特別試験研究費税額控除制度の創設 (共同試験研究促進税制の創設)
平成 6 年度	拡充	特別試験研究費税額控除制度の拡充 (国際共同試験研究促進税制の創設)
平成 7 年度	拡充	特別試験研究費税額控除制度の拡充 (大学との共同試験研究を追加)
平成 9 年度	拡充	特別試験研究費税額控除制度の拡充 (大学との共同試験研究を行う民間企業が自 社内で支出する試験研究費を税額控除の対象 に追加)
平成 11 年度	拡充	比較試験研究費の額を過去 5 年間の各期の試 験研究費の額の多い方から 3 期分の平均額と し、当期の試験研究費の額を超える場合に は、その比較試験研究費の額を超える部分の 金額の 15%相当額を税額控除する制度へ改 組。 特別税額控除限度額を当期の法人税額の 12% 相当額(特別試験研究の額がある場合には、 その支出額の 15%相当額を加算することと し、当期の法人税額の 14%相当額)に変更。
	縮減	基盤技術研究開発促進税制及び事業革新円滑 化法の特定事業者に係る特例の廃止。
平成 13 年度	拡充	特別試験研究費の範囲に研究交流促進法の試 験研究機関等に該当する特定独立行政法人と の共同試験研究を追加。
	縮減	伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製造 協同組合等が賦課する負担金の廃止。
平成 15 年度	拡充	試験研究費総額の一定割合の税額控除制度 (総額型)の創設。
平成 18 年度	拡充	試験研究費の増加額に係る税額控除制度の創 設。
	縮減	税額控除率の 2%上乗せ措置の廃止。
平成 20 年度	拡充	試験研究費の増加額×5%を税額控除する制 度(増加型)の創設。 売上高の 10%を超える額×一定比率を税額控 除する制度(高水準型)の創設。
平成 21 年度	拡充	産業技術力強化法の一部改正に伴い、改正後 の同法に規定する試験研究独立行政法人と共 同して行う試験研究に係る費用及び同法人に 委託する試験研究に係る費用を加える。
	拡充	(経済対策)総額型等について①控除上限の 引上げ(20%→30%)、②税額控除限度超過 額の平成 23、24 年度への繰越控除を措置 (22 年度末まで)。
平成 22 年度	延長	増加型・高水準型の適用期限を 2 年間延長 (23 年度末まで)。
平成 23 年度	縮減	総額型の控除上限を 20%から 30%に引き上

		<p>げる措置について、適用期限延長せず。</p> <p>延長 (平成 23 年 6 月再つなぎ法)          総額型の控除上限を 20%から 30%に引き上げる措置を延長 (23 年度末まで)。</p>
平成 24 年度	延長	<p>増加型・高水準型の適用期限を 2 年間延長 (25 年度末まで)。</p>
平成 25 年度	拡充	<p>総額型の控除上限の引上げ (20%→30%) (26 年度末まで)</p>
平成 26 年度	拡充	<p>増加型・高水準型の適用期限を 3 年間延長 (28 年度末まで)</p> <p>増加型を、試験研究費の増加割合に応じて控除率が高くなる仕組み (最大 30%まで) に改組。</p>
平成 27 年度	拡充	<p>総額型と特別試験研究費税額控除制度 (O1 型) をあわせ、控除上限を 30% (総額型 25%、O1 型 5%) にするとともに、両制度を適用期限の定めのない措置に改組。</p> <p>O1 型について、①控除率の引上げ (12%→20%/30%)、②対象費用の拡大 (中小企業者等からの知財権の使用料の追加)。</p>
平成 29 年度	縮減 拡充	<p>繰越控除制度の廃止。</p> <p>増加型を廃止した上で、試験研究費の増減率に応じて総額型の控除率が変動する仕組みを導入 (控除率の一部は 30 年度末まで)。</p> <p>売上高試験研究費割合が 10%超の場合、その割合に応じて控除上限を上乗せできる仕組みを導入 (30 年度末まで)。</p> <p>中小企業者等について、試験研究費が 5%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを導入 (30 年度末まで)。</p> <p>試験研究費の定義を見直し、サービスの開発を支援対象に追加。</p>
	延長	<p>O1 型の要件を緩和。</p> <p>高水準型の適用期限を 2 年間延長 (30 年度末まで)。</p>
令和 元年度	拡充	<p>特別試験研究費税額控除制度の控除上限引上げ (5%→10%)、支援対象の拡大及び一部控除率の引上げ</p> <p>総額型の控除率を見直し、増加インセンティブを強化。</p> <p>高水準型を廃止し、試験研究費割合が 10%超の場合の控除率上乗せ措置を創設 (令和 2 年度末まで)。</p> <p>ベンチャー企業が総額型を利用する場合の控除上限の引上げ。</p>
	延長	<p>控除率及び控除上限の上乗せ措置を 2 年間延長 (令和 2 年度末まで)</p>
令和 3 年度	拡充	<p>一般型 (総額型から改名) の控除上限を 25%</p>

	<p>から 30%に引き上げ（2 年間）</p> <p>※2020 年 2 月 1 日より前に終了する事業年度と比較し一定の要件を満たした場合。</p> <p>一般型の控除率を見直し増加インセンティブを強化。</p> <p>自社利用ソフトウェアに区分されるソフトウェアに関する試験研究費を税額控除対象に追加。</p> <p>特別試験研究費における共同研究の相手方に国立研究法人の外部化法人及び人文系の研究機関を追加。</p> <p>縮減 特別試験研究費について、50 万円超の共同研究に限定。</p> <p>延長 控除率及び控除上限の上乗せ措置を 2 年間延長（令和 4 年度末まで）</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

令和5年度税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（環境省）

項目名	福島国際研究教育機構に係る税制上の所要の措置											
税目	所得税、法人税、消費税、印紙税、登録免許税											
要望の内容	<p>・特例措置の対象 福島国際研究教育機構の設立（令和5年4月予定。以下「機構」という。）に伴い、所得税、法人税、消費税、印紙税及び登録免許税について、税制上の所要の措置を講ずるもの。</p> <p>・特例措置の内容 ○所得税（公共法人等（所得税法別表第一）として非課税措置を適用） ○法人税（公共法人（法人税法別表第一）として非課税措置を適用） ○消費税（消費税法別表第三に掲げる法人として課税の特例措置を適用） ○印紙税（非課税措置を適用（印紙税法別表第二）） ○登録免許税（非課税措置を適用（登録免許税法別表第二））</p> <table border="1" data-bbox="874 853 1490 1019"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>▲ 510.7</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（ —</td> <td>百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（ —</td> <td>百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	▲ 510.7	百万円	（制度自体の減収額）	（ —	百万円）	（改正増減収額）	（ —	百万円）
平年度の減収見込額	▲ 510.7	百万円										
（制度自体の減収額）	（ —	百万円）										
（改正増減収額）	（ —	百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 福島への創造的復興の中核的な役割を担うものとして、研究開発、研究開発成果の産業化、これらを担う人材育成等の業務を行う機構を新たに設立することにより、福島の復興及び再生を一層推進するとともに、我が国の科学技術力及び産業競争力の強化に貢献する。</p> <p>(2) 施策の必要性 原子力災害に見舞われた福島浜通り地域等においては、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置の取組など、引き続き多くの課題が残されており、こうした中長期的な対応が必要な原子力災害からの復興・再生については、引き続き、国が前面に立って取り組むこととしている。</p> <p>このような背景から、「国際教育研究拠点の整備について」（令和2年12月18日復興推進会議決定）において、「創造的復興の中核拠点」として、研究開発と人材育成の中核となる国際教育研究拠点を新設することを決定。また、令和4年3月、機構の基本的な考え方や機能を定めた「福島国際研究教育機構基本構想」（令和4年3月29日復興推進会議決定）を策定。令和4年2月、機構の設立に向けた、「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案」を国会に提出し、同年5月に成立。機構を令和5年4月に設立することを予定している。</p> <p>機構は、福島における新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に資する研究開発や成果の普及、人材の育成等を行うこととしている。具体的には、福島をはじめ東北の被災地における中長期の課題の解決、ひいては世界共通の課題の解決に資する、国内外に誇れる研究開発を推進する。加えて、企業や関係機関を巻き込みながら研究開発の成果の実用化・新産業創出に着実につなげるとともに、大学院生や地域の未来を担う若者世代、企業の専門人材等を対象とした人材育成の取組を行う。こうした研究開発や産業化、人材育成について、機構を設立することで、その動きを加速していく。</p> <p>本機構の業務を円滑に実施するため、今般、税制上の所要の措置を設けることを要望するものである。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	令和5年4月に機構を設立し、原子力災害からの福島復興及び再生に寄与するため、新産業創出等研究開発基本計画に基づき、新産業創出等研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及並びに新産業創出等研究開発に係る人材の育成及び確保等の業務を総合的に行う。
		租税特別措置の適用又は延長期間	期間の定めのない措置
		同上の期間中の達成目標	新産業創出等研究開発基本計画（令和4年8月26日策定）に基づく、研究開発等の実施。
		政策目標の達成状況	令和4年6月17日 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律 施行 《今後の予定》 令和5年4月 機構の設立
	有効性	要望の措置の適用見込み	1法人（機構）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	業務運営に係る予算が国費により充当され、政府及び福島の地方公共団体のみが出資できることとしている極めて公共性の高い法人である機構について、税制上の措置を講ずることにより、限られた予算の中で効率的に研究開発等の事業を実施することが可能となる。 仮に税制上の措置を講じない場合、機構に税負担が発生することで、機構の目的である福島をはじめとする東北の復興や研究等に支障を及ぼしかねない。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	（地方税） ○法人住民税（法人税割）（法人税法別表第一の公共法人として非課税措置を要望） ○事業税（地方税法第72条の4の非課税の法人として要望） ○地方消費税※消費税（国税）と連動した要望 ○不動産取得税（地方税法第73条の3による非課税措置を要望） ○固定資産税（地方税法第348条第6項による非課税措置を要望） ○都市計画税（地方税法第702条の2による非課税措置を要望） ○事業所税※法人税（国税）と連動した要望
		予算上の措置等の要求内容及び金額	令和5年度福島国際研究教育機構関連予算の概算要求（事項要求）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	税制上の措置に加え、国の予算措置を一体的に実施することにより、機構において、新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する研究開発等の推進が可能となる。

		要望の措置の妥当性	<p>機構は、業務運営に係る予算が国費により充当され、政府及び福島地方公共団体のみが出資できるとしている極めて公共性の高い法人である。</p> <p>なお、同様の業務等を担う国立研究開発法人は税制上の優遇措置を受けていることから、機構だけ別の扱いとすることは均衡を欠くこととなる。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	—	

令和 5 年度 税制改正 要望事項 ( 新設 ・ 拡充 ・ 延長 )

(環境省)

項 目 名	福島国際研究教育機構への寄附に係る税制措置											
税 目	所得税、法人税、相続税											
要 望 の 内 容	<p>・ 特例措置の対象 福島国際研究教育機構の設立（令和 5 年 4 月予定。以下「機構」という。）に伴い、機構に対する個人・法人からの寄附金について、税制上の所要の措置を講ずるもの。</p> <p>・ 特例措置の内容 機構に対して個人・法人が寄附を行った場合に、以下の課税標準の特例措置の対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寄附金を支出した場合に、一定金額を所得額から控除（所得税）</li> <li>・ 寄附金を支出した場合に、当該寄附金の額を損金に算入（法人税）</li> <li>・ 機構へ相続財産を贈与した場合に、課税価格の計算の基礎への不算入（相続税）</li> </ul>											
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">平年度の減収見込額</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">▲ 1.2 百万円</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td style="text-align: right;">( — 百万円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td style="text-align: right;">( — 百万円)</td> <td></td> </tr> </table> <p>(1) 政策目的 新たに設立される機構は、福島 of 創造的復興の中核的な役割を担うものとして、研究開発、研究開発成果の産業化、これらを担う人材育成等の業務を行い、福島の復興及び再生を一層推進するとともに、我が国の科学技術力及び産業競争力の強化に貢献するものである。</p> <p>本要望は、機構への寄附に対して税制上の優遇措置を講じることにより法人等からの寄附を促進し、研究開発等に必要な資金収入の確保を図るとともに、研究開発等を通じて新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 「福島国際研究教育機構基本構想」（令和 4 年 3 月 29 日復興推進会議決定）において、国内外に誇れる研究開発を実施し、その研究開発成果の産業化、これらを担う人材の育成を実施する機構は、福島の創造的復興に不可欠な拠点となることから、機構が長期・安定的に運営できるよう、東日本大震災復興特別会計による予算措置の終了以降も見据え、外部資金や恒久財源による運営への移行を段階的・計画的に進めることが定められた。また、同基本構想においては、機構は寄附金の受入れ等を活用して、財源の確保に取り組むことも定められている。</p> <p>このように機構が寄附金等の外部資金を積極的に獲得し、研究開発等に必要な資金を確保することは非常に重要であることから、機構に対する法人や個人からの寄附を一層促すため、今般、税制上の所要の措置を設けることを要望するものである。</p>			平年度の減収見込額	▲ 1.2 百万円		(制度自体の減収額)	( — 百万円)		(改正増減収額)	( — 百万円)	
平年度の減収見込額	▲ 1.2 百万円											
(制度自体の減収額)	( — 百万円)											
(改正増減収額)	( — 百万円)											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	令和5年4月に機構を設立し、原子力災害からの福島復興及び再生に寄与するため、新産業創出等研究開発基本計画に基づき、新産業創出等研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及並びに新産業創出等研究開発に係る人材の育成及び確保等の業務を総合的に行う。
		租税特別措置の適用又は延長期間	期間の定めのない措置
		同上の期間中の達成目標	新産業創出等研究開発基本計画（令和4年8月26日策定）に基づく、研究開発等の実施。
	政策目標の達成状況	令和4年6月17日 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律 施行 《今後の予定》 令和5年4月 機構の設立	
	有効性	要望の措置の適用見込み	1法人（機構）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	「福島国際研究教育機構基本構想」において、東日本大震災復興特別会計終了以降も見据え、外部資金や恒久財源による運営への移行を段階的・計画的に進めることとしており、税制上の措置を講ずることにより、機構への寄附を行う法人や個人に対するインセンティブを付与し、寄附による機構の自己収入を増大させることで、財政運営を国費のみに依存することなく、研究開発等に必要な資金収入の拡充を図り、福島をはじめ東北の被災地における中長期の課題の解決、ひいては世界共通の課題の解決に資する、国内外に誇れる研究開発を推進する。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	機構への個人・法人からの寄附金について、以下の税制上の特例措置を要望。 ・寄附金を支出した場合に、一定額を所得割から控除（個人住民税） ・寄付金を支出した場合に、当該寄附金の額を損金に算入（法人住民税、事業税）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	令和5年度福島国際研究教育機構関連予算の概算要求（事項要求）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	機構に対する寄附金等の外部資金の獲得と、国の予算措置を一体的に実施し、研究開発等に必要な資金を確保することで、機構において、福島における新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する研究開発等の推進が可能となる。
	要望の措置の妥当性	機構は福島の創造的復興の中核的な役割を担うものとして研究開発等の業務を行うが、業務運営に係る予算が国費により充当され、政府及び福島の地方公共団体のみが出資できるとしている極めて公共性の高い法人であり、機構に寄附を行う法人・個人に対して、税制上の優遇措置を受けられるよう要望することは妥当である。	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	—
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	—
	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	—
	<p>前回要望時の達成目標</p>	—
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	—
<p>これまでの要望経緯</p>	—	